

災害ボランティア活動の共通指針

九州大学（各部局において実施するものを含む。）が主体となって企画・実施する自然災害等における災害ボランティア活動に関する共通の指針として、以下のとおり定める。

1 安全性の確保

本学が主体となって企画・実施する災害ボランティア活動において、学生が参加する場合は、降雨や交通の復旧状況、各自治体のボランティア受け入れ状況等を総合的に判断し、一定程度の安全が確保できたと判断した上で実施するものとする。この場合において、ボランティア活動を行う時期や地域等により危険となり得る状況は異なるため、常に最新の情報に基づき適切に判断を行うものとし、被災地への立ち入りを伴う際は、当該学生の保護者の同意を必ず得るものとする。

2 活動期間

本学が主体となって企画・実施する災害ボランティア活動は、被災地と本学との地理的な関係や、今回の被害の特性を考慮し、無理のない日程で行うものとする。

3 事前講習の実施

本学が主体となる災害ボランティア活動を企画する場合は、参加条件、求められる知識及び必要な準備等を明確にした上で、参加者に対してその活動内容に即した事前講習を必ず実施するものとする。

4 健康面での配慮

本学が主体となる災害ボランティア活動を企画する場合は、安全性の確保を第一条件とした上で、日程・行程の冗長性の確保、活動中止条件の設定、事後のメンタルケアの案内等を必須の事項として特に留意するものとする。また、心身の負担を考慮し、特定の学生が連続して災害ボランティア活動に参加することなどが無いよう、参加回数に一定の制限を設けるなどの手段を講じるものとする。

5 公正さを欠く活動

一面的な価値観等に基づき公正さを欠くボランティア活動は、大学としてこれを認めない。

6 その他

本共通指針は、本学が主体となって企画・実施する災害ボランティア活動を対象とするものであり、専門家派遣要請への対応や、現地での研究活動については本共通指針の対象外とする。